

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

|               |                |
|---------------|----------------|
| 業者の商号又は名称     | 住所又は所在地        |
| 東日本三菱自動車販売(株) | 東京都目黒区鷹番 1－4－7 |

2 指名停止措置期間

令和 7（2025）年 7 月 23 日から令和 7（2025）年 9 月 22 日まで（2 か月）

3 指名停止措置の範囲

栃木県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託（建設工事に係るものを除く。）

4 事実概要

物品売買契約書に定められた廃車すべき車両について、廃車手続（永久抹消登録）を行わず売却する契約違反行為を行った。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該事業者が契約違反行為を行ったことは、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領の措置要件（別表区分第 2 号契約違反）に該当するため。

〔栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 別表第 2 号〕

| 区分           | 措置要件                                          | 期間                             |
|--------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|
| 別表第 2 号 契約違反 | 県調達等の契約履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 当該認定をした日から<br>1 か月以上<br>4 か月以内 |

本件問い合わせ先

栃木県会計局会計管理課 物品調達室

栃木県宇都宮市塙田 1－1－20

電話：028-623-2091